

介護保険における 住宅改修について



介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係
☎ 885-0340
(内) 113・132

■ 介護保険における住宅改修とは？

要支援認定または要介護認定を受けている方が自立し、安全に生活できる環境を整えるための工事のことを指します。認定者の方にとって現在の住まいをより暮らしやすいものにしていただくために、住宅改修に係る経費を下記のとおり支給しています。

◎対象となる住宅改修の種類

1	手すりの取付け	
2	段差の解消	
3	引き戸等への扉の取替え	
4	洋式便器等への便器の取替え	
5	滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	
6	その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	

◎対象となる方 要支援1・2、要介護1～5と認定を受けた方

◎支給額 対象となる方の要介護状態の区分に関わらず、20万円を限度に住宅改修に支払った額の9割または8割相当額を支給

◎支払方法

償 還 払 い	利用者に住宅改修工事にかかった費用をいったん全額負担していただき、その後に申請いただくことにより、村から利用者に対し上記に基づく金額が支給されます。						
受領委任払い	住宅改修費の支払いを、はじめから自己負担分(住宅改修費の1割または2割)のみで済む制度のことで、残りの9割または8割の住宅改修費は、利用者の委任に基づいて、村から受領委任払制度取扱事業者へ直接支払われます。 次の1～3すべてに該当する場合、受領委任払いを利用できます。 <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>介護保険料に未納がない方</td></tr> <tr> <td>2</td><td>一時的な資金のねん出が困難で、受領委任払いによらなければ住宅改修ができない方</td></tr> <tr> <td>3</td><td>施工業者が受領委任払いに同意した方</td></tr> </table>	1	介護保険料に未納がない方	2	一時的な資金のねん出が困難で、受領委任払いによらなければ住宅改修ができない方	3	施工業者が受領委任払いに同意した方
1	介護保険料に未納がない方						
2	一時的な資金のねん出が困難で、受領委任払いによらなければ住宅改修ができない方						
3	施工業者が受領委任払いに同意した方						

----- ご注意ください! -----

介護保険における住宅改修費の支給を受けるには、**工事着工前**に役場福祉介護課へ事前申請をする必要があります。申請をする前に着工した場合は住宅改修費支給の対象にはなりませんので、必ず工事の前に担当のケアマネジャーに相談してください。

